

平成30年3月1日
榎前地区工業団地(東工区)分譲募集要項に係るQ&A

1	Q	分譲区画の取得は、先着順か？
	A	申し込みいただいた企業を対象に、申込資格や経営状況等を書類審査した上で決定します。書類審査を通過した申込者が複数の場合には、抽選により決定します。
2	Q	分譲に係る説明会の予定はあるのか？
	A	説明会の予定はありません。
3	Q	集落排水・工業用水に関する問い合わせ先は？
	A	集落排水:安城市下水道課 排水設備係 TEL 0566-71-2258 工業用水:愛知県西三河水道事務所 配水課 TEL 0566-98-5652
4	Q	分譲価格はどのように決めたのか？
	A	不動産鑑定により分譲価格を決めています。
5	Q	複数区画の申し込みは可能か？
	A	申し込みは1者につき1区画としますので、複数区画の申し込みはできません。なお、E1、E2区画はセットで1区画とします。
6	Q	E1区画とE2区画はセットで購入しないといけないのか？
	A	E1区画とE2区画はセットで(1区画として)分譲します。
7	Q	製造業(E分類)の判定方法は？(自社の分類を調べるにはどうすればよいか？)
	A	日本標準産業分類の管轄は総務省となります。詳しくは参考リンク「日本標準産業分類」をご覧ください。(政府統計の分類検索システムをご利用できます。) ●問い合わせ先:総務省政策統括官(統計基準担当)付統計基準・産業関連表・調査技術担当 統計審査官室 TEL 03-5273-1148

平成30年3月1日
榎前地区工業団地(東工区)分譲募集要項に係るQ&A

8	Q	中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とは？																
	A	<p>下記①のとおりとなりますので、ご確認ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">業 種</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">資本金</th> <th style="text-align: center;">常用雇用者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid red;">①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(②～④を除く)</td> <td style="text-align: center;">3億円以下</td> <td style="text-align: center;">300人以下</td> </tr> <tr> <td>②卸売業</td> <td style="text-align: center;">1億円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> </tr> <tr> <td>③サービス業</td> <td style="text-align: center;">5,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> </tr> <tr> <td>④小売業</td> <td style="text-align: center;">5,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">50人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		資本金	常用雇用者	①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	③サービス業	5,000万円以下	100人以下	④小売業	5,000万円以下
業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)																	
	資本金	常用雇用者																
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下																
②卸売業	1億円以下	100人以下																
③サービス業	5,000万円以下	100人以下																
④小売業	5,000万円以下	50人以下																
9	Q	環境保全協定についての相談窓口はどこか？																
	A	<p>安城市環境都市推進課 環境衛生係となります。</p> <p>●問い合わせ先:安城市環境都市推進課 環境衛生係 TEL 0566-71-2206</p>																
10	Q	立地計画概要書は市の様式ではなく、任意様式でも問題ないか？																
	A	立地計画概要書の3建築計画及び4資金計画については任意様式でも支障はありません。その他は指定様式をご使用ください。																
11	Q	融資予定が少額なため、融資証明書の添付を省略することはできるか？																
	A	少額であっても、金融機関の融資を受ける場合は、融資が受けられることを証する書類を必ず添付してください。なお、添付が無い場合は、書類審査の対象から除外されます。																
12	Q	申し込みの無かった区画がある場合はどうなるのか？																
	A	当選しなかった抽選参加者のうち、当該区画の買受を希望する者で、後日再抽選を行います。																
13	Q	申込書を提出したが、取り下げたい。																
	A	取り下げの理由を記入した取下書をご提出下さい。(任意様式で構いません。)																

平成30年3月1日
榎前地区工業団地(東工区)分譲募集要項に係るQ&A

14	Q 乗入口の位置を変更することができるのか？
	A 位置を変更する場合は、企業内定時に別途協議させていただきますのでお申し出ください。
15	Q 工場立地法について教えて欲しい。
	A <p>敷地面積9,000㎡以上、又は建築面積の合計が3,000㎡以上を予定している場合、工場立地法に基づく届出が工事開始の90日前までに必要となります。詳しくは参考リンク「工場立地法」をご覧ください。</p> <p>なお、安城市商工課 工業労政係と別途調整をお願いします。</p> <p>●問い合わせ先:安城市商工課 工業労政係 TEL 0566-71-2235</p>
16	Q 土地等を購入するにあたり、支援や税金等の軽減措置はありますか？
	A <p>下記の補助制度及び優遇税制があります。詳しくは参考リンク「企業投資促進事業補助金」「産業立地促進税制」をご覧ください。</p> <p>①企業投資促進事業補助金 新あいち創造産業立地補助金【Aタイプ】(事前申請が必要) ・・・固定資産取得費用(工場建設費や機械設備の購入費)の10%(限度額10億円)を補助</p> <p>②産業立地促進税制(愛知県)※E2区画は対象外となります。 ・・・不動産取得税の減額(中小企業は税額3/4・大企業は税額1/2)</p> <p>●①に関する問い合わせ先:安城市商工課 工業労政係 TEL 0566-71-2235</p> <p>●②に関する問い合わせ先:愛知県 産業労働部 産業立地通商課 TEL 052-954-6372</p>